

令和4年度
補助金の御案内

埼玉県民間事業者

CO₂排出削減設備導入補助金

3つの補助メニュー

詳しくは裏面をチェック！

埼玉県 環境部
温暖化対策課

問合せ／計画制度・排出量取引担当
☎048-830-3021/048-830-3043
FAX 048-830-4777



コバトン & さいたまっつち



彩の国
埼玉県

民間事業者向け 省エネ・温暖化対策補助金

埼玉県では、中小企業等の事業活動における温暖化対策を促進するため、CO₂排出を削減する設備導入に対して、補助メニューを用意しています。是非、御活用ください。

CO₂排出削減設備導入事業

脱炭素化に向けた計画的なCO₂排出削減設備の導入に対して支援をします。

事業所規模	中小規模事業所	大規模事業所	
対象事業	[例] 空調設備・ボイラー・コンプレッサー等の更新、ポンプ等へのインバーター制御導入、ヒートポンプの導入、太陽光発電設備(自家消費)の設置等(照明設備は対象外)		
補助率	1/3以内	1/4以内	1/3以内
補助上限額	500万円	300万円	1,000万円
申請条件①	年間CO ₂ 削減量10トン以上	3トン以上	20トン以上
申請条件②	・埼玉県環境SDGs取組企業宣言※1 ・脱炭素化に向けた省エネ計画書 ・取組結果の公表		・EMSの設置(既存の利用可) ※「スマート省エネ技術等導入事業」により補助可

スマート省エネ技術導入事業

対象事業 EMSやIoT等を活用したスマート省エネ技術の導入事業
例) 計測器、通信設備、ソフトウェア、サーバー、省エネ設備、サポート費 など
補助金額 上限額1,000万円・補助率1/3以内

暑さ対策設備等導入事業

対象事業 ・屋根、外壁への断熱・遮熱対策(塗装、遮熱シート等)
・窓ガラスへの断熱・遮熱対策(Low-Eガラス、断熱フィルム等) など
補助金額 上限額300万円・補助率1/3以内

<共通>

募集時期 令和4年4月15日(金)～6月10日(金)

対象者 民間事業者※2

補助条件 ・国の補助金との併用不可
(上記3つのメニューを組み合わせでの申請は可能です。)
・「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム※3」への入会

※1 詳しくは、ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/> をご参照ください。
ページ内の「4要綱・様式」から様式をダウンロードいただけます。

※2 民間事業者は、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社によっては、埼玉県中小企業振興基本条例第2条の規定に基づく中小企業者に限る。

※3 ただし、入会対象外の場合を除く。
詳しくは、https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_kanminrenkeiplatform.html を参照

問合せ/計画制度・排出量取引担当

☎048-830-3021 (中小規模事業所CO₂補助・暑さ対策補助)

☎048-830-3043 (大規模事業所CO₂補助・スマート省エネ補助)

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/tyusho-shien.html>

